

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

N0.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
1	実施方針	1	第 1	1	(4)			事業場所について	八屋戸浄水場が令和14年度に廃止予定とありますが、廃止が遅れ運転管理の体制に影響が出た場合、運転維持管理費増大のリスクに関しては、貴市にて負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	具体的な事由にもよりますが、本市の帰責事由による事業内容の変更に起因する運転維持管理費の増大については、本市がリスク負担を負います。
2	実施方針	1	第 1	1	(4)			事業場所について	八屋戸浄水場が令和14年度に廃止予定とありますが、本浄水場廃止に伴い、既存システム（浄水管理センタースystemと加圧系システム）のシステム改変が必要になった場合の改変作業は当該事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	2	第1	1	(6)			事業概要	本件は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に準拠した事業でしょうか。それともPFI法に準拠はしないのでしょうか。	本事業はPFI法に準拠した事業ではございません。
4	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	「所有権移転後」とありますが、真野浄水場（更新）の引き渡し後を指すのでしょうか。旧系列の撤去耐震補強工事後を指すのでしょうか。	該当の文言については、各工区の工事終了後を想定しており、真野浄水場については、撤去耐震補強工事後を指しております。記載の明確化のため、実施方針及び要求水準書について修正します。
5	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	「・・・その残額は、所有権移転後に、事業者を支払うこととする」との記載がありますが、本事業はDBOのため、所有権の移転は発生しないのではないのでしょうか。	該当の文言については、各工区の工事終了後を想定しており、真野浄水場については、撤去耐震補強工事後を指しております。記載の明確化のため、実施方針及び要求水準書について修正します。
6	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	「その残額は、所有権移転後に、事業者を支払うこととする」とありますが、各対象改良工事の竣工引き渡し後との理解でよろしいでしょうか。	該当の文言については、各工区の工事終了後を想定しており、真野浄水場については、撤去耐震補強工事後を指しております。記載の明確化のため、実施方針及び要求水準書について修正します。
7	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	「対価の支払いについて、それぞれ毎年度 1 回出来高の10 分の9以内の額を支払うこと」とありますが、前払金の支払いはないということでしょうか。	前払金の請求を可能とする方向で検討をしております。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
8	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	「毎年度 1 回出来高の10分の 9 以内の額を支払う」との記載がありますが、出来高を算定する際、工事業務だけでなく、設計業務の出来高も別途算定して頂けますでしょうか。	設計業務については、工事着手前の各設計業務完了時点で全額の支払いを想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
9	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	出来高の10分の9以内の額を支払う、とのことですが、出来高は市の認定出来高という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価	出来高の10分の9「以内」の額を支払う、とのことですが、基本的には10分の9が支払われるとの理解で宜しいでしょうか。敢えて「以内」とされ、10分の9を下回る金額しか支払わない状況や条件の想定を教えてください。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、例えば想定よりも工事の進捗が早く該当年度の支払い可能額を超えた場合等を想定しております。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
11	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	①	更新改良業務の対価について	「～その残額は、所有権移転後に、事業者を支払うこととする。」とありますが、所有権移転は施設の引き渡しを指しており、工期短縮により早期に引き渡しを実施する場合はその時点で支払いを実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	該当の文言については、各工区の工事終了後を想定しており、真野浄水場については、撤去耐震補強工事後を指しております。記載の明確化のため、実施方針及び要求水準書について修正します。なお、予定よりも工期が短縮された場合でも、支払いについては予算上の制約がありますのでご留意ください。
12	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	①	事業者の収入	「更新改良業務の対価」について、「残額は、所有権移転後に、事業者を支払う」と記載してありますが、この「所有権移転」というのは、更新改良の目的物の引渡しを意味しておりますでしょうか。	該当の文言については、各工区の工事終了後を想定しており、真野浄水場については、撤去耐震補強工事後を指しております。記載の明確化のため、実施方針及び要求水準書について修正します。
13	実施方針	2	第 1	1	(7)	(イ)	②	運転維持管理業務の対価	「運転維持管理業務期間中に毎月事業者に支払いを行う」とありますが、補修・修繕費も実施の有無に関係なく、年間上限額における月額相当分を毎月支払うとの理解でよろしいでしょうか。	補修・修繕費についても年間上限額の月額相当分を毎月支払うことを想定しております。ただし、実績と上限額の差額については3月に精算することを予定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
14	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	事業者の収入	プロフィットシェアの記載がありますが、ロスシェアについてはどのようにお考えでしょうか。	該当箇所のプロフィットシェアについては、収益の増加若しくはライフサイクルコストの縮減効果が生じる提案について行うものであり、ロスシェアは想定されません。なお、一般的な費用増大の際の分担については、リスク分担表をご確認ください。
15	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	「当該提案によって・・・別途対価として支払う場合がある（プロフィットシェア）。」とありますが、プロフィットシェアにおける 分配率はどの程度を考えておられますでしょうか。	プロフィットシェアについては、具体的な提案内容や提案の実施に要する費用の負担によって、シェア割合を調整する必要があるため、柔軟な運用が可能なものとするを想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
16	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	プロフィットシェアにおける効果の条件、期間の設定についてどのようにお考えでしょうか。	プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中において、収益の増加若しくはライフサイクルコストの縮減効果が生じる提案を想定しています。
17	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	提案の時期は事業者選定時または事業期間中どちらも可能ということでしょうか。	プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中における提案を対象とします。事業者選定時に提案可能な提案については、事業者選定における提案に含めてご提案ください。
18	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	プロフィットシェアに関して現時点で考えられているシェア割合や支払方法がありましたらご教示ください。	プロフィットシェアについては、具体的な提案内容や提案の実施に要する費用の負担によって、シェア割合を調整する必要があるため、柔軟な運用が可能なものとするを想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
19	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェアについて	「当該提案によって、収益の増加若しくはライフサイクルコスト縮減効果などがある場合には、別途対価として支払う場合がある(プロフィットシェア)」とありますが、具体的な削減効果のご提示方法や算出方法と、その対価として支払われる額の算出方法（官民での案分の比率等）、支払い条件等をご教示ください。	プロフィットシェアについては、具体的な提案内容や提案の実施に要する費用の負担によって、シェア割合を調整する必要があるため、柔軟な運用が可能なものとするを想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
20	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	別途提案について	本項では貴市に有益な内容であれば別途提案として業務の追加及び業務内容の変更が可能であるとあります。別途提案は要求水準を全て満たしたうえで、プラスアルファの提案を提案書に「別途提案」であることを明確に示したうえで行うという理解でよろしいでしょうか。	プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中における提案を対象とします。事業者選定時に提案可能な提案については、事業者選定における提案に含めてご提案ください。
21	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	別途提案について	「～本市との協議の結果～」とありますが、貴市と協議するタイミングは提案書を提出し、優先交渉権者となった後、基本契約を締結するまでの間に実施するという理解でよろしいでしょうか。	プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中における提案を対象とします。優先交渉権者となった後については想定していません。
22	実施方針	2	第 1	1	(7)	(イ)	※	事業者の収入	「本市水道事業の費用縮減、収益増加や環境負荷低減等の効果が発揮される業務について、別途提案することができ」とありますが、別途提案とは契約後の新たな提案のことを指すということでしょうか？	ご理解のとおりです。プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中における提案を対象とします。
23	実施方針	2	第 1	1	(7)	(イ)	※	事業者の収入	「当該提案によって、収益の増加若しくはライフサイクルコスト縮減効果などがある場合には、別途対価として支払う場合がある（プロフィットシェア）。」とありますが、貴市が調達するユーティリティ(電力費)が削減された場合も、プロフィットシェアの対象となりますでしょうか。	具体的な提案にもよりますが、提案により本市におけるライフサイクルコストの縮減効果がある場合も対象となります。
24	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	プロフィットシェアについて別途提案とありますが、この提案は応札段階の提案でしょうか？それとも受注後の提案でしょうか？	プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中における提案を指しています。
25	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	費用縮減等の提案をした場合、別途対価（プロフィットシェア）をする場合があるという記載がございますが、具体的にプロフィットシェアが生じる条件や、プロフィットシェアが生じる場合の利益の分配ルール等は想定されていますでしょうか。	プロフィットシェアについては、具体的な提案内容や提案の実施に要する費用の負担によって、シェア割合を調整する必要があるため、柔軟な運用が可能なものとするを想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
26	実施方針	2	第 1	1	(7)	(イ)	※	事業者の収入	「本市水道事業の費用縮減～別途提案することができ」との記載がありますが、こちらの提案するタイミングは、契約後という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	事業者の収入	別途提案に関する協議はどのタイミングでしょうか。（対話、競争的対話、契約締結前、契約締結後）	プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中を対象としたものとなります。
28	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	当該提案によって、収益の増加若しくはライフサイクルコスト縮減効果などがある場合には、別途対価として支払う場合がある（プロフィットシェア）と記述されていますが、対価割合についてご教示ください。	プロフィットシェアについては、具体的な提案内容や提案の実施に要する費用の負担によって、シェア割合を調整する必要があるため、柔軟な運用が可能なものとするを想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
29	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	ライフサイクルコスト（建設費＋維持管理費＋撤去費）縮減効果に対するプロフィットシェアについて、対価はライフサイクルコスト削減額×対価割合でしょうか、それともライフサイクルコスト削減額を年換算した金額×対価割合でしょうか。	ご質問について、縮減効果が生じる提案についてのプロフィットシェアの精算方法についてのご質問と理解しました。縮減効果が生じる提案についてのプロフィットシェアについては、各年度の対価の設定において実施することを想定しています。
30	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	ライフサイクルコスト（建設費＋維持管理費＋撤去費）縮減効果に対するプロフィットシェアについて、効果有無の判断時期と対価確定の時期をご教示ください。	具体的な提案によるため、事業開始後、提案毎に、判断を行う予定です。
31	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	ライフサイクルコスト縮減効果とは、民間提案による建設費や維持管理費（薬品費や動力費、人件費）、撤去費の削減のほかに、施設の長寿命化も考えられます。この施設を長寿命化する提案がプロフィットシェアの対象となるでしょうか。	具体的な提案にもよりますが、施設の長寿命化について対象外とするものではありません。
32	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	環境負荷低減等の効果を期待して、太陽光発電システムを設置するという提案をした場合に、設置費用（の一部）を対価として受け取ることが出来るのでしょうか？	具体的な提案にもよりますが、事業開始後、提案をいただいたうえで、該当業務の追加をした場合には、別途対価を支払う場合があります。
33	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	プロフィットシェアに関し、貴市で想定されている具体的な内容とそれに対するシェア比をご教示ください。	プロフィットシェアについては、具体的な提案内容や提案の実施に要する費用の負担によって、シェア割合を調整する必要があるため、柔軟な運用が可能なものとするを想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
34	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	提案可能な期間は、事業期間中でしょうか。それとも、提案提出時にも提案可能でしょうか。	プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中における提案を対象とします。
35	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	提案可能な業務は、本事業に関係するものに限定されず、市の水道事業に関係するもの全般が対象という理解で宜しいでしょうか。	具体的な提案によるが、事業開始後については、市の水道事業に関係するもの全般について提案をいただくことが可能です。取り扱いについては協議により決めることを想定します。
36	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	「・・・有益であると認められる場合には、当該業務の追加若しくは業務内容の変更をすることが可能である。」とありますが、貴市と協議の結果、承諾いただければ、要求水準書等の公告資料を変更いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中における提案を対象とします。事業開始後であれば、要求水準書等の変更協議についても対象となります。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
37	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	「本市水道事業の費用縮減、収益増加や環境負荷低減等の効果が発揮される業務について、別途提案することができ」とありますが、「別途提案」は事業契約の締結後に行うものという理解でよろしいでしょうか。この場合、事業契約の締結後に、将来事業者が行う可能性のある「別途提案」を提案書に記載したとしても、提案項目として評価されないという理解でよろしいでしょうか（技術点として加算されるような評価項目にならないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中における提案を対象とします。事業者選定時に提案可能な提案については、事業者選定における提案に含めてご提案ください。後段については、評価の対象外となります。
38	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	プロフィットシェア	事業期間中に別途提案することができ、それによって得られた効果を貴市と事業者で分け合うものであり、事業者選定時に提案を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	プロフィットシェアについては事業開始後、事業期間中における提案を対象とします。提案時において求めるものではございません。
39	実施方針	2	第1	1	(7)	(イ)	※	運転維持管理業務の対価	プロフィットシェアについての記載がございますが、詳細は今後公表でしょうか。	プロフィットシェアについては、具体的な提案内容や提案の実施に要する費用の負担によって、シェア割合を調整する必要があるため、柔軟な運用が可能なものとするを想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
40	実施方針	3	第1	1	(9)			事業スケジュール	「事業契約の締結」「事業契約の終了」とありますが、本件は、DBO方式であり、基本契約、設計及び建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約を指していると理解しております。実際、市と事業者がいつのタイミングでどの契約を締結するのか（すべて同じタイミングなのか）、議会の議決が必要な契約については、それぞれいつのタイミングで議会の議決を取得される予定なのか正確にご教示ください。	前段については、実施方針に記載のとおり3つの契約を総称して事業契約と本実施方針では定義しております。「事業契約の締結」「事業契約の終了」については、事業者提案及び手続きにより変動があるものと存じます。事業全体の予定として記載しております。なお、議会の議決については、本市水道事業については、公営企業法の適用事業であることから予定されておられません。
41	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「令和15年4月以降、真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施」とありますが、上記の真野浄水場（更新）の試運転完了・引渡しが早期に完了した場合、（旧系列撤去、耐震補強）の実施について令和15年4月以前に着手することは可能でしょうか。	真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施については、予算上の制約があるため、原則令和15年4月以降に着工するようお願いします。令和15年4月以降の撤去の時期については事業者の提案によって決定します。
42	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		スケジュール（予定）	真野浄水場の耐震補強の実施時期が真野浄水場（更新）の引渡し以降となっており、前回公募時から変更されております。本変更の理由をご教示下さい。	業務工程の見直しに伴い、耐震補強の実施時期について見直しを行っています。
43	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野浄水場（更新）の引渡しまでの期間のうち、設計業務の期間については、事業者の提案によるものと思料しますが、業務区分の明確化のため、事業者の提案する設計期間に基づき、業務完了時には発注者の完了検査等を持って設計業務を完了とし、TECRIS登録もそのタイミングで認めて頂けますよう、お願い致します。本事業は整備期間が長期に亘る一方、設計実績は一定期間経過後は使用できなくなってしまうことから、ご配慮のほどお願い致します。	設計業務を完了後にTECRIS登録できるよう配慮いたします。
44	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間について	「真野浄水場の試運転完了期限は令和14年12月末日を期限とし、引渡期限は令和15年3月末日を期限とする。」とありますが、試運転完了から引き渡しまでは維持管理の引継ぎ期間という理解でよろしいでしょうか。	試運転完了後、完成検査等の実施を予定しています。
45	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間について	事業期間の表に記載のない2機場(真野低区配水池、仰木低区配水池)の竣工期限は無く、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「真野浄水場の試運転完了期限は令和14年12月末日を期限とし、引渡期限は令和15年3月末日を期限とする」とありますが、試運転開始期限でしょうか？もし試運転完了期限である場合、試運転完了から引渡までの期間はこういった業務を予定されているかお教えください。	前段については、試運転完了期限です。後段については、試運転完了後、完成検査等の実施を予定しています。
47	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		現地確認及び資料閲覧について	スケジュールでは令和6年8月の現地見学会、令和7年2～3月の現地確認及び資料閲覧が予定されています。技術提案を進めていく中で再度現地見学を行いたい場合などをご考慮いただき、技術提案期間中に時期を分けて複数回の現地見学の機会を設けていただくことは可能でしょうか。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細につきましては募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
48	実施方針	3	第1	1	(9)	(イ)		事業化スケジュールについて	令和6年10月に事業契約書(素案)が公表される予定となっておりますが、事業契約書(素案)に対する質問・意見を受け付ける機会を設けていただくことは可能でしょうか。	質問・意見を受け付ける予定です。詳細については事業契約書（素案）公表時にお示しします。
49	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	仰木低区配水池、真野低区配水池に関する記述がありません。これら施設の施工時期は、民間提案（全体施設能力より判断）との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	真野浄水場（更新）の試運転完了から引渡しまでの3ヶ月は、新設への切替え作業及び給水開始前の検査（水道法第13条）等各種検査・申請に係る期間という理解でよろしいでしょうか。	試運転完了後、完成検査等の実施を予定しています。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
51	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業スケジュール	令和7年1月に募集要項等の公表となっており、優先交渉権者選定基準もその際に公表となっております。応募グループ組成のためには、優先交渉権者選定基準も影響する場合がございますので、募集要項等の公表と同時に、早い段階で優先交渉権者選定基準（案）をご提示いただき、その内容について、質問、回答の機会を設けていただけないでしょうか。	優先交渉権者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
52	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業スケジュール	令和7年1月に募集要項等の公表となっており、優先交渉権者選定基準も際の際に公表となっております。応募グループ組成のためには、優先交渉権者選定基準も影響する場合がございますので、募集要項等の公表と同時に、早い段階で優先交渉権者選定基準（案）をご提示頂き、質問、回答の機会を設けて頂けないでしょうか。	優先交渉権者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
53	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「令和14年12月 真野浄水場（更新）の試運転完了」後から「令和15年3月 真野浄水場（更新）の引渡し」まで3か月の期間は何をする期間との想定でしょうか。 引渡し後に新浄水場からの送水を開始するという理解ですが、試運転完了後2カ月間は新浄水場を一時休止するということでしょうか。 休止させないために、「真野浄水場（更新）の引渡し」を試運転完了後すぐの「令和15年1月」としても宜しいでしょうか。または「真野浄水場（更新）の試運転完了」を「令和15年2月」としてもよろしいでしょうか。	前段については、試運転完了後、完成検査等の実施を予定しています。 後段については、施設について休止は行いません。試運転後に水道法に基づく検査・手続等を実施の上、部分使用を行うことを予定しています。
54	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施」が令和15年4月以降となっておりますが、事業者提案で令和15年4月よりも前に施工をしてもよろしいでしょうか。	真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施については、予算上の制約があるため、原則令和15年4月以降に着工するようお願いします。令和15年4月以降の撤去の時期については事業者の提案によって決定します。
55	実施方針	3	第1	1	(9)	(ア)		事業期間	「真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施」が令和15年4月以降となっておりますが、構造物を新設するにあたり障害となる既設の構造物の一部を令和15年4月よりも前に撤去してもよろしいでしょうか。	真野浄水場（旧系列撤去、耐震補強）の実施については、予算上の制約があるため、原則令和15年4月以降に着工するようお願いします。令和15年4月以降の撤去の時期については事業者の提案によって決定します。
56	実施方針	3	第1	1	(9)	(ウ)		事業期間終了時の措置	良好な状態を保持していることの証明方法については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）2.6(9)② 事業終了時の引継ぎ業務をご確認ください。
57	実施方針	4	第2	1				提案上限価格	「本事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）により行う」とありますが、提案上限価格を設定する場合、募集要項等の公表から事業契約の締結まで約1年を要しますので、物価変動等の影響により価格変動があった場合、提案上限価格の見直しを行う等、適正な物価を反映いただけないでしょうか。	物価変動等については、適切に反映可能なように検討をいたします。
58	実施方針	4	第2	1				提案上限価格について	今回、公募型プロポーザル方式を採用とありますが、提案上限価格を設定する場合、下記をご留意いただきますようお願いいたします。 ・募集要項等の公表から契約締結まで約1年を要しますので昨今の物価変動等の影響により価格変動があった場合、適正な物価を反映する処置をお願いします。（例：提案上限価格の見直し等）	物価変動等については、適切に反映可能なように検討をいたします。
59	実施方針	4	第2	2	(3)	(イ)		対話申込書の提出及び対話の実施	対話と競争的対話の違いをご教示ください。	該当箇所の対話については、要求水準書も案の段階であり拘束性のないものとしての実施を想定しています。
60	実施方針	4	第2	2	(3)	(イ)		対話申込書の提出及び対話の実施	対話の結果については議事録が残され、契約図書の一部として扱われるのかご教示ください。	該当箇所の対話については、要求水準書も案の段階であり拘束性のないものとしての実施を想定しています。
61	実施方針	5	第2	2	(3)	(ウ)		質問への回答の公表について	回答いただいた内容について、追加で質問を実施したいケースが想定されますので、複数回の質問(または質問回答に対する問い合わせ)の機会を設けていただけないでしょうか。	追加の質問等については、対話にてお伺いすることを想定しており、修正が生じた場合は別途公表する修正版の実施方針等を参照ください。
62	実施方針	5	第2	2	(3)	(ウ)		実施方針・要求水準書（案）に対する質問への回答の公表	提出者が提出あるいは対話時に非公表を求めたもの(独自ノウハウや提案内容に係る質問等)については、ホームページにおいて公表をしないで回答していただけるという理解でよろしいでしょうか	実施方針に記載のとおり、本市の判断で、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものについては公表を行いません。ただし、質問については、公表することを前提としていただいたものであるため、回答について非公表とする予定はございません。
63	実施方針	5	第2	2	(4)			募集要項等の公表	優先交渉権者選定基準について、（案）の段階で先行して開示し、質疑の期間を設けることをご検討いただけないでしょうか。	優先交渉権者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
64	実施方針	5	第2	2	(9)			競争的対話の実施について	「本市が必要と判断した場合に競争的対話の実施を予定している。」とありますが、競争的対話について応募グループが申し込んだ場合でも、開催されない場合があるということでしょうか。	該当箇所の記載は、競争的対話自体の実施の必要性の判断についての記載であり、実施される競争的対話について個別の応募グループについて必要性の判断を行う趣旨ではありません。詳細については募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
65	実施方針	5	第2	2	(9)			競争的対話の実施	貴市が必要と判断された場合に競争的対話を実施するとありますが、どのように実施有無を判断されますでしょうか？また、必要に応じて複数回実施されるということ为宜しいでしょうか？	競争的対話の実施や実施方法については、民間事業者のご意見等を踏まえて総合的に判断を行います。詳細については、募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
66	実施方針	5	第2	2	(9)			競争的対話の実施	競争的対話の結果については議事録が残され、契約図書の一部として扱われるのかご教示ください。	競争的対話の実施や実施方法については、民間事業者のご意見等を踏まえて総合的に判断を行います。詳細については、募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
67	実施方針	5	第 2	2	(10)			ヒアリング	「応募者に対するヒアリングを本市が必要と判断した場合において行うことを予定している」との記載がありますが、今回応募者によるプレゼンテーションは実施しないという理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングについては実施します。募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
68	実施方針	5	第2	2	(13)			事業契約締結	運転維持管理業務委託契約の締結相手は、JV又は単独企業を想定しており、SPCの設立は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	実施方針	5	第2	2	(13)			基本協定	基本協定について、契約者は応募グループ（構成企業）全社という理解で宜しいでしょうか。それとも代表企業との契約になりますか。	基本協定については、応募グループ（構成企業）全社と締結します。
70	実施方針	5	第2	2	(13)			事業契約	事業契約を構成する基本契約について、応募グループ全社（構成企業）との契約になるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	実施方針	5	第2	2	(13)			事業契約	事業契約を構成する基本契約について、具体的な決めるの想定を教えてください。	請負契約と委託契約の一体性と連携を確保するために必要な事柄について、基本契約の条項にて整理する想定です。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
72	実施方針	5	第2	2	(13)			事業契約	事業契約について、構成企業のうち設計及び建設工事請負契約の契約当事者の市に対する責任は、設計及び建設工事請負契約の範疇のみ、と理解すれば宜しいでしょうか。それとも、基本契約により、運転維持管理委託業務についても連帯責任が生じるのでしょうか。	必要な範囲で責任範囲を設定させていただく想定です。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
73	実施方針	6	第2	3				参加資格要件について	本事業への参加資格要件において、貴市への入札参加登録は必要でしょうか。また、必要な場合、いつまでに登録が必要でしょうか。	入札参加資格としては不要ですが、本件の参加資格申請の際に、入札参加資格の手続きと同様の提出書類（完納証明書等）が必要となります。
74	実施方針	6	第2	3	(1)	(エ)		代表企業について	J Vで参加する場合、「応募グループの代表企業」と「J Vの代表構成員」は必ずしも同一の企業でなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	実施方針	6	第2	3	(1)	(エ)		代表企業	代表企業の具体的な役割として、応募手続きのみが限定列举されています。本事業開始後における代表企業の役割があるのであれば、具体的な業務を限定列举により明示して下さい。	入札参加時の代表企業については、契約締結後について、具体的な役割は想定していません。
76	実施方針	6	第2	3	(1)	(エ)		代表企業	本事業開始後に必要な代表企業業務に掛かる費用は、入札予定価格に含まれると理解して宜しいでしょうか。その場合、どの対象業務に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。入札予定価格に関する詳細については、予定価格の積算に関連するためお答えできません。
77	実施方針	7	第2	3	(2)	(オ)		応募企業、構成企業に共通の資格要件	「本市から指名停止を現に受けていないこと。」とありますが、現にとは、参加資格確認申請書提出時点のことを指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、参加資格審査書類の提出以降優先交渉権者選定までに指名停止等があれば失格となります。
78	実施方針	7	第2	3	(2)	(オ)		参加資格要件について	「本市から指名停止を現に受けていないこと。」とありますが、対象となる期間は公告後から、優先交渉権者決定までの期間ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	実施方針	6	第2	3	(1)	(カ)		応募者の構成等	「参加資格審査書類の提出以降事業契約の締結まで、応募企業、代表企業、構成企業の変更は認めない。」と記載されています。構成企業の追加も認められませんか。	追加せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、追加を認める場合があります。
80	実施方針	6	第2	3	(1)	(カ)		応募者の構成等	「構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、本市と協議するものとし、本市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。」とありますが、代表企業についても同様と考えてよろしいでしょうか。	原則として、変更は認めません。ただし、本市との協議の結果やむを得ない事由がある場合にはこの限りではありません。
81	実施方針	6	第2	3	(1)	(カ)		参加資格要件について	「応募企業、構成企業を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は」とありますが、具体的にはどのような場合を指しているのでしょうか。	親会社の変更が発生した場合又は新たに第三者の子会社となった場合等を指します。
82	実施方針	6	第 2	3	(1)	(カ)		参加資格	「～応募企業、構成企業を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合」というのはどのような状況を意味されておりますでしょうか。	親会社の変更が発生した場合又は新たに第三者の子会社となった場合等を指します。
83	実施方針	6	第2	3	(1)	(カ)		構成企業の変更	構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合とは、具体的には、どのようなケースを指すでしょうか？	本事業の参加資格要件を欠く事態が生じたケースを指します。
84	実施方針	6	第2	3	(1)	(キ)		応募者の構成等	(キ)において、「応募企業、構成企業が、同時に他の応募企業、構成企業、協力企業となることは認めない。」とあります。協力企業については、他の応募企業等の協力企業となることも可能と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
85	実施方針	6	第2	3	(1)	(キ)		応募者の構成等	「参加資格審査書類の提出以降、応募企業、構成企業が、同時に他の応募企業、構成企業、協力企業となることは認めない。」と記載されています。 また、同節（イ）には「応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）から業務を受託し又は請け負うことを予定している企業を「協力企業」という。」と定義されています。 これは受託者が決定するまでの定義と理解してよろしいでしょうか。 他の応募グループに既存設備メーカーがいる場合、当グループが受託した後に、当該設備メーカーに点検業務等を委託することはお認めいただきたい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、他の応募グループの構成企業が受託者決定後に協力企業として点検業務等を請け負うことは可能です。
86	実施方針	6	第2	3	(1)	(ク)		設計施工JVの結成方法	設計施工JVの結成方法は応募グループの提案による、とのことですが、結成方法とは具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。	例えば甲型・乙型や特定JVなどのJVの種類を応募グループから提案いただくことを想定しております。
87	実施方針	6	第2	3	(1)	(ケ)		運転維持管理JVの結成方法	運転維持管理JVの結成方法は応募グループの提案による、とのことですが、結成方法とは具体的にどのような内容を想定されているのでしょうか。	例えば甲型・乙型や特定JVなどのJVの種類を応募グループから提案いただくことを想定しております。
88	実施方針	8	第2	3	(3)			代表企業 資格要件	「代表企業となる者は、設計、建設、運転維持管理のいずれかの資格要件を満たす者でなければならない。」とありますが、建設の資格要件のうち一つの実績（公称能力10,000m3/日以上規模を有する急速ろ過方式の水道の浄水場で沈殿池、急速ろ過池の建設完了実績）があれば代表企業を実施できると理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。 なお、建設企業として代表企業となる場合は、応募グループとして建設企業の資格要件を全て満たす必要があります。そのグループの構成企業の一員であれば代表企業となることができます。
89	実施方針	8	第2	3	(3)			代表企業	「代表企業となる者は、設計、建設、運転維持管理のいずれかの資格要件を満たす者でなければならない。」とありますが、代表企業は、構成企業のうち、設計企業、建設企業、運転維持管理企業のいずれかでなければならないとの理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	実施方針	8	第2	3	(3)			代表企業について	「代表企業となる者は、設計、建設、運転維持管理のいずれかの資格要件を満たす者でなければならない。」とありますが、一方で建設企業の資格要件として「③施工実績は建設企業が複数である場合は、1者が満たせばよい。」とあります。 建設企業から代表企業を選出する場合、必ずしも③の施工実績を有するものから代表企業を選出しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。 （例：建設企業のうち③施工実績はA社1者が満たしているが、記載された施工実績を有さないB社を応募グループの代表企業とする。）	ご理解のとおりです。
91	実施方針	8	第2	3	(3)			代表企業について	「代表企業となる者は、設計、建設、運転維持管理のいずれかの資格要件を満たす者でなければならない。」とあります。 一方で、建設企業の資格要件として「③建設企業は、～～、沈殿池については、主要機器（汚泥掻き寄せ機等）を含むものとする）及び送水ポンプ設備（取水、導水、送水又は配水のいずれかにおいて、対象水量が10,000m3/日以上）の建設完了実績を有すること」とあります。 建設企業から代表企業を選出する場合、機械設備工事を担当する企業が代表企業となることを想定されているのでしょうか。 汚泥掻き寄せ機等や送水ポンプ設備の施工実績を有することが代表企業となる条件とされると、その要件を満たす土木工事、電気設備工事を担当する企業は非常に限られると思料します。	ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。 なお、建設企業から代表企業を選出する場合、特定の工事を担当する企業が代表企業となることなど、本市として想定をおいているわけではございません。 また、建設企業として代表企業となる場合は、応募グループとして建設企業の資格要件を全て満たす必要があります。そのグループの構成企業の一員であれば代表企業となることができます。
92	実施方針	8	第2	3	(3)			代表企業について	建設企業の資格要件として「③～～また、建設企業が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよい。」とあります。 建設企業から代表企業を選出する場合、必ずしも③の施工実績を有するものから代表企業を選出しなくてもよいという理解は可能でしょうか。 （例：建設企業のうち③施工実績はA社1者が満たしているが、記載された施工実績を有さないB社を応募グループの代表企業とする。）	ご理解のとおりです。
93	実施方針	8	第2	3	(3)	(ア)	①	設計企業	①で一級建築士事務所登録が求められておりますが、今の記載ですと全ての設計企業が上記条件を満たすことが必要に読めます。しかし、実際は本事業における建築設計の範囲は小さく、主体となる土木、機電設計を担う企業にまで一級建築士事務所登録を求めることは、参加可能な企業の範囲を狭め、競争性を低下させる要因ともなるかと思います。②や③の要件と同様に、設計企業のうち1社が満たせば良い条件を加えていただけますよう、お願いします。	ご意見を踏まえて、実施方針について追記修正します。
94	実施方針	8	第2	3	(3)	(ア)	③	設計企業の参加要件(実績)について	「急速ろ過方式の水道の浄水場の設計実績」とありますが、急速ろ過本体ではなく急速ろ過が浄水フローに含まれる浄水場においての急速ろ過設備以外の浄水設備の設計実績(例えば、高度処理設備等の設計実績)でも要件に該当すると考えてよろしいでしょうか。 ※急速ろ過に限定された場合、かなり限定的となり、参加が困難となります。	実施方針に記載のとおりです。急速ろ過本体に関する設計実績が必要ですが、設計企業が複数である場合は、そのうちの1者が当該実績を保有すれば他社は不要となります。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
95	実施方針	8	第2	3	(3)	(ア)	③	設計企業の参加要件について	「急速ろ過方式の水道の浄水場の設計実績」とありますが、急速ろ過の一部工種に係る実績であれば要件に該当すると考えてよろしいでしょうか。（例えば、電気設備の更新改良等の設計実績） ※急速ろ過の全ての工種の設計実績ではかなり限定的となり、参加が困難となります。	ご理解のとおりです。
96	実施方針	8	第2	3	(3)	(イ)	③	建設企業の参加要件(実績)について	「建設企業が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよい」とありますが、土木・建築・機械・電気各構成企業ごとに求めるものではなく、建設企業全体のうち1者が満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。建設企業が複数ある場合、第23(3)(イ)③に示す建設完了実績を有する企業が1社存在すれば問題ありません。
97	実施方針	8	第2	3	(3)	(イ)	③	建設企業の参加要件(実績)について	「沈殿池については、主要機器(汚泥掻き寄せ機等)を含むものとする。」・「送水ポンプ設備の建設実績」と記載がありますが、いずれの記載も施工実績は機械設備工事実績を想定されているということでしょうか。（その場合、基本的に機械メーカーしか実績が該当しません。） 他工種実績の場合は、上記に関連する施設や設備等の実績に読み替えてよいということでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。建設企業の資格要件として、該当する業務の建設完了実績が必要です。ただし、建設企業が複数である場合は、その内の1者が満たせば問題ございません。
98	実施方針	8	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	「沈殿池及び急速ろ過池については別業務の実績であっても可」とありますが、別業務とは別工事と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	実施方針	8	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	建設実績の工事種別は、土木一式工事、機械器具設置工事、電気工事、水道施設工事のいずれかであればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	実施方針	8	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	「沈殿池については、主要機器（汚泥掻き寄せ機等）を含むものとする）」とありますが、設備工事の場合は主要機器（汚泥掻き寄せ機等）を含む工事が該当し、土木工事の場合は沈殿池の躯体工事が該当すると解釈してよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。主要機器として躯体工事は該当しませんが、当該業務実績については、建設企業が複数である場合は、そのうちの1者が満たせば良いものとなります。記載の明確化のため、実施方針について修正します。
101	実施方針	8	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	「送水ポンプ設備」には浄水場内の中間（送水）ポンプも含まれると解釈してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
102	実施方針	8	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	「送水ポンプ設備（取水、導水、送水又は配水のいずれかにおいて、対象水量が10,000m3/日以上）」とありますが、送水ポンプ設備とは送水ポンプ施設と解釈してよろしいでしょうか。 また、対象水量とは取水機場、導水機場、送水機場（浄水場）又は配水機場（配水池）の公称能力と解釈してよろしいでしょうか？	前段については、そのような解釈でも差し支えございません。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。後段については、ご理解のとおりです。
103	実施方針	8	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	「建設企業が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする」とありますが、1者が建設実績の要件を満たせば、複数である建設企業の全てが建設実績の要件を満たすと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。建設企業が複数ある場合、第23(3)(イ)③に示す建設完了実績を有する企業が1社存在すれば問題ありません。
104	実施方針	8	第2	3	(3)	(イ)	③	建設実績	沈殿池の建設完了実績は、今回要求水準書で求められている横流式沈殿池という理解でよろしいでしょうか。	建設完了実績としては沈殿池の方式等は問いません。
105	実施方針	8	第2	3	(3)	(ウ)	①	運転維持管理企業	運転維持管理実績は、契約期間を満了した実績という理解でよろしいでしょうか。	現在受注中の実績であっても、複数年の業務委託（DBO・PFIを含む）の場合、1年以上の業務履行があれば実績として認めます。
106	実施方針	8	第2	3	(4)			参加資格要件確認基準日	本項においては「失格とする」の対象は参加資格要件を欠いた構成企業であり、応募グループを失格する趣旨ではないという認識でよろしいでしょうか。なお、応募グループを失格とする趣旨の場合、事業契約締結までの間の構成企業の変更の手続きを定めた「応募者の構成等」の項を適用する場合と、失格とする場合の運用について確認させていただければと思います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、前段の回答のとおり趣旨が異なります。
107	実施方針	9	第2	4	(1)			基本的な考え方	「本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によるものとする」とありますが、提案と価格についてどのような比率で評価をお考えでしょうか。プロポーザルのため提案重視での優先交渉権者選定基準を望みます。	優先交渉権者選定に関しては、募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
108	実施方針	9	第2	4	(1)			基本的な考え方	「本事業の優先交渉権者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式によるものとする」とありますが、提案と価格についてどのような比率で評価をお考えでしょうか。プロポーザルのため提案重視での優先交渉権者選定基準を望みます。	優先交渉権者選定に関しては、募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
109	実施方針	9	第2	4	(1)	(7)		著作権	「本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部又は一部を無償で利用できる」について、「使用」には貴市・応募者以外の第3者への開示も含まれるものと考えられる為、前もって応募者に開示の可否について協議があるとの理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、本事業の公表及びその他、本市が必要と認める場合の本市による無償使用についてあらかじめ許諾いただいたうえで、提案書を提出いただく必要があります。なお、公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
110	実施方針	9	第2	4	(1)			審査委員会について	審査委員は公告時等に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	実施方針	9	第2	4	(2)	(イ)		最優秀提案	最優秀提案は優先交渉権者の選定においてどのように評価されるのでしょうか？	ご質問の趣旨がわかりかねますが、優先交渉権者選定に関しては、募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
112	実施方針	9	第2	4	(2)			審査手順に関する事項	「具体的な評価項目及び配点については、募集要項等において公表する」ありますが、より技術評価が結果に反映される方式となるよう、価格評価については、下限金額(下限金額を下回る金額を提示した入札参加者の価格点是一律とする)を設定いただけないでしょうか。また、相対評価方式(価格点＝最も低い入札金額／当該入札参加者が提示する金額×配点)を採用いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細につきましては募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
113	実施方針	9	第2	4	(2)			審査手順について	具体的な評価項目及び配点は募集要項等において公表すると記載されておりますが、より技術評価が結果に反映される方式となるよう、下限金額(下限金額を下回る金額を提示した入札参加者の価格点是一律とする)を設定いただきますようお願いします。また、相対評価方式(価格点＝最も低い入札金額／当該入札参加者が提示する金額×配点)を採用いただきますようお願いします。	ご指摘を踏まえて、検討を行います。詳細につきましては募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
114	実施方針	9	第2	4	(2)			審査手順	事業提案審査について、「価格審査」と「技術審査」の2種類により構成されとの理解で宜しいでしょうか。その場合の、配点割合を教えてください。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
115	実施方針	9	第2	4	(2)			審査手順	「価格審査」について、「予定価格」は公表予定でしょうか。	募集要項等公表時に示す募集要項にて示す予定です。
116	実施方針	9	第2	4	(2)			審査手順	事業提案審査について、「価格審査」と「技術審査」の2種類により構成されとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
117	実施方針	9	第2	4	(5)			著作権	提出書類について、「本事業の公表及びその他、本市が必要と認めるときには、本市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」とありますが、「協議の上、事業者が承諾した範囲において無償で利用できる」という認識でよろしいでしょうか。	記載のとおり、本事業の公表及びその他、本市が必要と認める場合の本市による無償使用についてあらかじめ許諾いただいたうえで、提案書を提出いただく必要があります。なお、公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
118	実施方針	9	第2	4	(5)	(ア)		著作権	貴市が提案書を使用する範囲、内容等について、応募者（著作者）に対し使用許諾を得た上で使用されるという理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、本事業の公表及びその他、本市が必要と認める場合の本市による無償使用についてあらかじめ許諾いただいたうえで、提案書を提出いただく必要があります。なお、公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
119	実施方針	9	第2	4	(5)	(ア)		著作権	提案書の著作権は応募者に帰属しており、いずれの応募者の提案書についても、貴市が使用する前に確認を取っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、本事業の公表及びその他、本市が必要と認める場合の本市による無償使用についてあらかじめ許諾いただいたうえで、提案書を提出いただく必要があります。なお、公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
120	実施方針	9	第2	4	(5)	(ア)		著作権について	提案書の内容を貴市が公表する場合は、事前に応募者に公表内容について確認があり、双方合意した内容が公表されるという理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、本事業の公表及びその他、本市が必要と認める場合の本市による無償使用についてあらかじめ許諾いただいたうえで、提案書を提出いただく必要があります。なお、公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
121	実施方針	9	第2	4	(5)	(ア)		提案書の取り扱い	「～本市は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする」との記載がありますが、開示前に事業者に許可を取っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり、本事業の公表及びその他、本市が必要と認める場合の本市による無償使用についてあらかじめ許諾いただいたうえで、提案書を提出いただく必要があります。なお、公表については、事前協議のうえ、了承を得た範囲について行う予定です。
122	実施方針	9	第2	4	(6)			地元企業への配慮	募集要項公表前から応募グループの組成を検討する必要があるため、「本市内に本社を有する企業の活用に努めること」は必須要素になるのか、加点要素になるのか、努力目標なのか等、地元企業の参加に関する現段階での想定を具体的にご教示ください。要求水準書の「地元貢献」の記載（13ページ）は努力目標であると理解しています。	募集要項等公表時に示す優先交渉権者選定基準をご確認ください。
123	実施方針	9	第2	4	(6)			地元企業への配慮について	「(6) 地元企業への配慮 地域経済活性化の観点から、本事業の実施にあたっては、本市内に本社を有する企業の活用に努めること。」とありますが、要求水準書(案)p13記載の(10) 地元貢献には、「本市内に本社を有する企業」との記載がありません。実施方針及び要求水準書(案)における地元企業の定義は「貴市内に本社を有する企業」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	実施方針	9	第2	4	(6)			地元企業への配慮	本市内に本社を有する企業の活用に努めることとありますが、県内に本社を有する企業を活用することも評価対象となりますでしょうか。	本市以外の県内に本社を有する企業は評価対象となりません。
125	実施方針	9	第2	4	(6)			地元企業への配慮について	「～本市内に本社を有する企業の活用に努めること」とありますが、地元企業の活用については提案書の評価内容に反映されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	実施方針	10	第3	1	(2)			リスク分担	リスクとは費用負担を含むとの解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
127	実施方針	10	第3	1	(11)			保険	「・・・合理的な範囲で付保するものとする。」とありますが、保険付保内容は事業者の提案という理解でよろしいでしょうか。	受注者が加入すべき保険等については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。具体的な保険付保内容については、ご理解のとおりです。
128	実施方針	10	第3	1	(12)			保険	「費用化できるリスク」とありますが、想定する該当リスクをご教示いただけますでしょうか。	別紙3リスク分担表に示すリスクについて、付保により保険会社に移転することが可能なリスクを想定しております。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
129	実施方針	10	第3	3				対象業務におけるサービスの水準	「要求水準等」の「等」は、要求水準書の別紙1～14を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に加えて事業契約書の内容も含まれます。
130	実施方針	10	第3	3				サービスの水準	本市が満足する内容のサービスを提供することが求められるとのことですが、ここで言うサービスとは要求水準書のことを指しているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	実施方針	11	第4	1	(1)			更新事業の対象となる施設	真野浄水場の用途地域は実施方針、要求水準書(案)とも準工業地域ですが、真野取水場は要求水準書(案) P6では、商業地域と記載されています。正しくは真野浄水場が準工業地域、真野取水場が商業地域で宜しいでしょうか？	真野取水場の用途地域は商業地域です。ご指摘を踏まえて、実施方針について修正します。
132	実施方針	11	第5					事業契約解釈の疑義	事業契約解釈の疑義等市との協議について、協議の責任者や協議結果の帰責者は、本事業対象業務の構成企業であることを確認させて下さい。	本事業において想定する業務実施体制等については、要求水準書（案）をご確認ください。また、責任範囲の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
133	実施方針	12	第6	2	(イ)			事業契約の解除	「事業者が生じた増加費用を負担する」との記載がありますが、増加費用とは、本市の帰責事由により事業の継続が困難となったことに起因して民間事業者が負担した額という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	実施方針	12	第6	2				事業の継続が困難となった場合の措置	(1)事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合の（ウ）では、「市が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、本市は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。」とあります。一方、(2)本市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合の（イ）では、「事業者が事業契約を解除した場合は、本市は事業契約の定めるところより、事業者が生じた増加費用を負担する。」とあります。いずれも事業の継続が困難となった場合の措置であり、(1)（ウ）と(2)（イ）の措置は同様であるべきと考えますが、措置内容が異なる理由・意図についてご教示ください。	事業契約の継続が困難となるケースについて、自治体と民間企業では想定される条件や生じる費用・責任の範囲などが異なると考えられることから、記載方法などについて異なるものとしております。
135	実施方針	13	第7	1				市所有財産の無償使用について	「～更新改良業務、運転維持管理業務における、事業者による本市所有財産の無償使用がある場合がある。」とありますが、現時点で想定している貴市所有財産がございましたらご教示ください。	詳細につきましては募集要項等公表時に示す募集要項をご確認ください。
136	実施方針	13	第7	2				財政上、金融上の措置に関する事項	「事業者は、財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力し」との記載がありますが、どのような趣旨を意味しますでしょうか。	本市以外の補助制度等の活用が可能な場合は、それらの活用に向けて、事業者主体で情報収集や書類作成を行うといった趣旨です。
137	実施方針	13	第7	2				財政上、金融上の措置に関する事項	本市として補助金、出資金等の支援は行わないとありますが、環境省等、国から支出される補助金の申請にはご協力いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	実施方針	13	第7	3				許認可について	「本事業実施に必要な許認可等が生じた場合、本市は必要に応じて協力を行う。」とありますが、本事業に伴い必要となる許認可には、貴市を申請者とした許認可も想定されます。その場合は事業者が協力し、貴市から許認可申請を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	実施方針	15	第8	2	(1)				現地見学会について時間が短く、すべての施設や資料について確認することができませんでした。追加の実施機会について設定していただくことなどは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
140	実施方針	18	別紙2					事業実施体制イメージ	設計建設JVと記載されていますが、JV内の責任分担は事業者側で甲型（共同施工型）・乙型（分担施工型）含めて、任意に建付けできると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	実施方針	18	別紙2					代表企業	応募グループの代表企業と、設計建設JVの代表企業、運転維持管理JVの代表企業はそれぞれ異なっていてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 従事者の不正、犯罪	この部分は、事業者（役員、従業員を含む。）による情報漏洩、横領等を意味していると理解してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 法制度等	本事業に直接関わる法制度等（水道法等）の「等」には、要求水準書に列挙されている関係法令（14、15ページ）が全て含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 事業者の発注する業務	当該発注業務の変更が貴市による事業契約や仕様等の変更に起因する可能性もあるのではないかと考えますが、事業者がリスクを負担するべきと考えられる理由をご教示ください。	該当の記載は、事業者と事業者から発注を受ける第三者間での契約変更等の場合についての記載です。本市に起因する事業契約や仕様等変更については、同表の「計画・設計・仕様変更」や「運転維持管理費増大」等が適用されます。
145	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 法制度等	本事業に直接かかわるもの以外の法制度等の新設、変更等が事業者側のリスクとされていますが、当該リスクは事業者側でコントロールできるものではなく、不可抗力事由に相当するものではないでしょうか。	本事業に関わるもの以外の法制度の新設、変更等については、本事業に関わらず、事業者が一般的に負担すべきリスクであり、事業者側のリスクとしています。
146	実施方針	19	別紙3					住民対応	調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するものは、事業者欄に○とあります。調査、工事及び運転維持管理の個別のクレームについては、事業者負担と理解しますが、事業そのものに関する反対・クレームは、市負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	実施方針	19	別紙3					住民対応	事業者が負担するのは、「事業者の帰責事由による」ものとしていただけないでしょうか	ご意見として承ります。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
148	実施方針	19	別紙3					不可抗力について	「風水害」とありますが、台風・ゲリラ豪雨・線状降水帯等による浸水被害も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、記載の通り、予め対策が可能な事象の準備対策不足に伴うものについては本市の負担するリスクの対象外となります。
149	実施方針	19	別紙3					リスク分担表	「事業者の発注する業務」は全て事業者側のリスク負担となっていますが、事業者の発注する業務内容の変更が発注者の依頼・要望に起因するものであった場合には、発注者のリスクとなる理解でよろしいでしょうか。	該当の記載は、事業者と事業者から発注を受ける第三者間での契約変更等の場合についての記載です。本市に起因する事業契約や仕様等変更については、同表の「計画・設計・仕様変更」や「運転維持管理費増大」等が適用されます。
150	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 見学者事故	事業者の運転維持管理範囲内の施設の劣化による事故は事業者リスクとありますが、本業務の更新改良範囲外の施設は市リスクではないでしょうか？	施設の劣化自体のリスク分担については、同表の「施設・設備の損傷」に記載の通りですが、見学者対応においては、劣化箇所を避ける等の対応を事業者が行う必要があるため、原文のとおりとします。
151	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 従事者の不正、犯罪	従事者の不正、犯罪（情報漏洩、横領等）について事業者のリスク所掌となっておりますが、この従事者とは事業者の従事者という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 測量・踏査	「遺産・遺跡の存在に関するもの」の測量・調査は市のリスクとありますが、要求水準書（案）P17⑦その他調査等の遺跡・文化財調査は事業者とあります。事業者が行った調査で遺跡が発見された場合、その後の発掘等の対応は貴市で実施して頂けると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 不可抗力	「戦争、風水害、地震他」に高い罹患率で症状が発生するコロナのようなパンデミックも含まれるという認識でよろしいでしょうか。	具体的な事由にもよりますが、本市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等（予め対策が可能な事象の準備対策不足に伴うものを除く）については不可抗力に含まれます。
154	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 不可抗力	「不可抗力」において「予め対策が可能な事象の準備対策不足に伴うもの」が除外されていますが、どの程度の水準の準備が求められているのか基準や具体的な事例はありますか。	具体的な事由にもよるため回答は差し控えます。責任範囲の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
155	実施方針	19	別紙3					リスク分担表 法制度等	「本事業に直接関わる法制度等（水道法等）の新設、変更等以外の法制度等の新設、変更等」のリスクは事業者とありますが、当該リスクを事業者で負担することが出来かねるため、負担割合については協議とさせていただけないでしょうか。 また、上記以外とはどのような法制度、状況を想定しておりますか。	前段については、本事業に関わるもの以外の法制度の新設、変更等については、本事業に関わらず、事業者が一般的に負担すべきリスクであり、事業者側のリスクとしています。後段については、例えば、労働関係の法律変更や下請け関係の法律変更によるコストの増加等が考えられます。
156	実施方針	19	別紙3					見学者事故	見学者事故について貴市の負担がありません。施設見学について施設の所有者である貴市が一切関与しないことは想定できませんので、貴市の負担として「上記以外の見学者事故」又は「本市の帰責事由による見学者事故」の追加をご検討ください。	ご意見として承ります。
157	実施方針	19	別紙3					従事者の不正、犯罪	リスクの種類として「従事者の不正、犯罪」は必要でしょうか。事業者に限定されたピンポイントのリスクですが、貴市側にも該当するリスクと考えますので、貴市の負担の追加をご検討ください。	ご意見として承ります。
158	実施方針	19	別紙3					第三者賠償リスク	通常避けられない騒音、振動等（事業者以外の工場、自動車、鉄道、航空機から発生する騒音、家電製品、ペットの鳴き声等の生活騒音等）は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	具体的な事由にもよりますが、ご質問で例示いただいている事由は本事業と無関係のものであり、本市、事業者いずれもが責任を負うべきものではないと考えられます。
159	実施方針	19	別紙3					法制度等	「上記以外の法制度等の新設、変更等」が事業者負担となっています。貴市にも事業者にも共通して直接関わる法制度等もあると思いますが、例えば、どのような法制度等を想定されておりますか、ご教示ください。	本事業に関わるもの以外の法制度の新設、変更等については、本事業に関わらず、事業者が一般的に負担すべきリスクであり、事業者側のリスクとしています。例えば、労働関係の法律変更や下請け関係の法律変更によるコストの増加等が考えられます。
160	実施方針	19	別紙3					法制度等	「上記以外の法制度等の新設、変更等」が事業者負担となっていますが、幅が広すぎます。「事業者に直接関わる法制度等の新設、変更等」としていただけないでしょうか。ご検討ください。	ご意見として承ります。
161	実施方針	19	別紙3					運転維持管理費増大	民間帰責による民間企業提案と異なる電力増加が市側に発生した場合とあるため、提案にて維持管理費に関わる電力量は提示する必要があるがございいますか。	提案において、新設の更新改良施設における機器ごとの1日あたり電力量を確認いたします。詳細については、募集要項等公表時に示す様式集をご確認ください。
162	実施方針	19	別紙3					環境問題	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題のうち、法律等、基準内である場合は事業者だけのリスクではなく事業そのものに対するリスクと考えられるため、市側にも責任の一旦があると考えられるのではないのでしょうか？	ご意見として承ります。
163	実施方針	19	別紙3					計画・設計・仕様変更	当初、貴市より示された条件と現場条件が異なった場合は、発信が事業者であっても市側のご負担と考え、変更協議を実施して頂けると考えて宜しいでしょうか。	具体的な事由にもよりますが、同表の「募集要項等」に示すとおり、記載内容の変更及び誤りに関するものは本市がリスク負担を負うことを想定しています。
164	実施方針	19	別紙3					更新改良の中の工事費の増大	運転維持管理費増大には、「物価の変動によるものは除く」と記載があり、工事費の増大には「物価の変動によるものは除く」と記載がございません。その他の部分で物価変動のリスクは市側となっていますので、物価変動のリスクは市側と考えて宜しいのでしょうか？ したがって、物価の変動分は事業者には負担がないと考えて宜しいのでしょうか。（変更対象となり得ると考えて宜しいのでしょうか。）	ご理解のとおりです。なお、物価変動負担の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
165	実施方針	19	別紙3					施設損傷	更新改良施設の試運転・引渡し前に生じた施設損傷であっても、事業者に責がないもの（天災や犯罪）については、市側、事業者側の双方のリスクと考えて宜しいでしょうか。	具体的な事由にもよりますが、不可抗力に基づくリスクについては、「不可抗力」が適用されます。
166	実施方針	19	別紙3					住民対応	調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもののうち、法律等、基準内である場合は事業者だけのリスクではなく事業そのものに対するリスクと考えられるため、市側にも責任の一旦があると考えられるのではないのでしょうか？	ご意見として承ります。
167	実施方針	19	別紙3					測量・調査	貴市側より提供された資料や情報に不足等あった場合は、貴市側にもリスクが生じるのではないのでしょうか。	具体的な事由にもよりますが、同表の「募集要項等」に示すとおり、記載内容の変更及び誤りに関するものは本市がリスク負担を負うことを想定しています。
168	実施方針	19	別紙3					用地	地中埋設物(埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの)は、示された資料以外のは推測出来ないと考えます。既存の資料より推測できるものについては、調査業務で確認いたしますが、想定外のは協議の上、変更対象となり得るのでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	実施方針	19	別紙3					工事費の増大	事業者は開示資料を基に技術検討を行い応札額を決定します。しかしながら、事業者に決定後、追加調査等を行い、あらためて検討を行った結果、どうしても提案設計の内容を変更する必要性が生じる場合がございます。そのような状況で想定された事業費を増加せざるを得ないケース場合、設計変更の対象となるという理解でよろしいのでしょうか。	具体的な事由にもよりますが、同表の「測量・調査」に示す通り、事前に推測することが困難なものについては、本市がリスク負担を追うことを想定しています。
170	実施方針	19	別紙3					住民対応	住民説明等は貴市が主体となって行うと考えておよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。必要な協力等については事業者にも求める想定です。
171	実施方針	19	別紙3					第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等（調査、工事、運転維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等）とありますが、このリスクは、近隣住民への一般的な環境配慮内容との理解でよろしいでしょうか。これらに付随したものやそれ以外で近隣住民からの問い合わせの実績があれば、ご教示ください。	ご理解のとおり、通常求められる周囲への配慮義務の履行を求めるものです。なお、これまでの問い合わせとしては、ポンプ不良の騒音と雑草に関する問い合わせがございます。
172	実施方針	19	別紙3					法制度等	一般的な法令の変更や新規立法については、事業者にとっては不可抗力なので、無過失の責任負担にあたる考えられます。貴市側のリスクとしていただけないのでしょうか。	本事業に関わるもの以外の法制度の新設、変更等については、本事業に関わらず、事業者が一般的に負担すべきリスクであり、事業者側のリスクとしています。
173	実施方針	19	別紙3					リスク分担	「見学者事故」について、小学生の社会見学中に熱中症で、生徒数名が救急車で運ばれるという事象が発生した事案がありました。このような天候による事象（他には、見学時に地震が発生し、けが人等が出るなど）については、別紙3 不可抗力による事由ということで、貴市の分担との理解でよろしいのでしょうか。	個別の事案については回答を控えます。
174	実施方針	19	別紙3					環境問題	「環境問題」とは、関連法規や条例を逸脱した状態と考えておりますが、このような理解でよろしいのでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、生活環境影響を勘案した上、合理的に要求される範囲を想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
175	実施方針	19	別紙3					見学者事故	運転維持管理範囲内の施設の劣化により見学者に事故が発生した場合についても事業者のリスク分担とする記載がございますが、本事業では設備更新対象外の設備の劣化による事故は、貴市の分担との理解でよろしいのでしょうか。	施設の劣化自体のリスク分担については、同表の「施設・設備の損傷」に記載の通りですが、見学者対応においては、劣化箇所を避ける等の対応を事業者が行う必要があるため、原文のとおりとします。
176	実施方針	19	別紙3					見学者事故	「事業者の運転維持管理範囲内の施設の劣化又は運転維持管理の不備」以外の事象で見学者に事故が発生した場合の帰責者については、事業者側でコントロールできかねる部分でありますので、貴市側のリスクとして記載していただけないのでしょうか。	ご意見として承ります。
177	実施方針	19	別紙3					見学者事故	更新改良施設以外は、本事業で事業者が設置した施設及び設備ではないため、例えば安全施設が後付けされて構造物に影響を与えている可能性等もあり、施設状況の把握が困難です。事業者としては定期的な点検等を行い対策を講じますが、リスクを貴市負担としていただけないのでしょうか。	施設の劣化自体のリスク分担については、同表の「施設・設備の損傷」に記載の通りですが、見学者対応においては、劣化箇所を避ける等の対応を事業者が行う必要があるため、原文のとおりとします。
178	実施方針	19	別紙3					工事費の増大	事業者は開示資料を基に技術検討を行い、ある程度余裕を持った提案設計を行い応札額を決定します。しかしながら、事業者に選定された後、追加調査を行い、あらためて技術検討と基本・実施設計を行った結果、どうしても提案設計の内容を変更する必要性が生じ、想定された事業費を増加せざるを得ないケース（例：基礎の範囲や深さ等）もあります。こういった場合、設計変更の対象となるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。具体的には、後日公表する事業契約書（素案）の「設計及び建設工事請負契約」をご確認ください。
179	実施方針	19	別紙3					事業の中断	「～事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合」とありますが、「一定のレベル」の具体的な例や基準は、公告時点で明示され则认为てよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
180	実施方針	19	別紙3					住民対応	関連法令や要求水準通りに必要な調査、工事及び維持管理を実施した場合についてのリスク分担は事業者ではないと考えられますので、事業者側のリスクは「事業者が実施する調査、工事及び運転維持管理に起因する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」に変更していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
181	実施方針	19	別紙3					住民対応	「調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」とあるが、事業者側の起因に対する内容を詳細にお示しいただけないでしょうか。	例としては、事業者が具体的に実施する調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等を想定しています。
182	実施方針	19	別紙3					住民対応	工事現場付近には民家等がありますが、工事車両の通行制限（時間や台数）等がありますでしょうか。また、本施設の設置に伴う住民反対により工事車両台数に制限が発生した場合のリスクは、貴市の範疇であると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	特段の具体的な制限はございません。事業者に対しても、生活環境影響を勘案した上、合理的に要求される範囲での対応を求めます。
183	実施方針	19	別紙3					住民対応	住民説明等は貴市が主体となって行うと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。必要な協力等については事業者にも求める想定です。
184	実施方針	19	別紙3					第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等について「調査、工事、運転維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等」と記載があります。このリスクは、近隣住民への環境配慮内容との理解でよろしいでしょうか。また、記載以外の要因によって、近隣住民からの問い合わせの実績があれば、ご教示ください。	ご理解のとおり、通常求められる周囲への配慮義務の履行を求めるものです。なお、これまでの問い合わせとしては、ポンプ不良の騒音と雑草に関する問い合わせがございます。
185	実施方針	19	別紙3					第三者賠償リスク	どちらの責任もない場合や、帰責事由がはっきりしない場合については、両者協議の下で対応を決めるということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	実施方針	19	別紙3					不可抗力	「不可抗力」が原因として他のリスク分担の項目に影響を与えた場合、共通「不可抗力」のリスク分担が優先されて適用されると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。また、具体的な事業者の負担については、公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。不可抗力に関するリスク分担の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
187	実施方針	19	別紙3					不可抗力	「（予め対策が可能な事象の準備対策不足に伴うものを除く）」とありますが、「予め対策が可能な事象」の具体例や「準備対策不足」の具体的な基準は、公告時点で明示されると考えてよろしいでしょうか。	個別の事由により必要な対策を網羅的に示すことは困難と考えますが、当該箇所の記載については、具体的な事情に基づき通常想定をすべき事象、及び、想定すべき事象に対して通常対策をすべき対策を求める趣旨です。
188	実施方針	19	別紙3					物価変動	物価変動の際の基準、指標、算定式等については、公告時点で明示されると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。物価変動についての詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
189	実施方針	19	別紙3					物価変動	物価変動についての指数や指標は、実態に則したものになるように、事業期間内で協議または協議変更ができるよう、柔軟なものとなるようお願いいたします。	ご意見として承ります。
190	実施方針	19	別紙3					法制度	事業者側のリスクはどのようなものを想定されておりますでしょうか。	本事業に関わるもの以外の法制度の新設、変更等については、本事業に関わらず、事業者が一般的に負担すべきリスクであり、事業者側のリスクとしています。例えば、労働関係の法律変更や下請け関係の法律変更によるコストの増加等が考えられます。
191	実施方針	19	別紙3					法制度等	広く一般的に適用される法令の変更や新規立法については、事業者にとっては不可抗力で無過失の責任負担にあたると考えられますので、貴市側のリスクとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
192	実施方針	19	別紙3					環境問題	事業者の提案内容、業務に起因する環境問題のうち、法律等、基準内である場合は事業者だけのリスクではなく事業そのものに対するリスクと考えられるため、市側にも責任の一旦があると考えられるのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
193	実施方針	19	別紙3					住民対応	「調査、工事及び運転維持管理に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの」の中で、法令等を遵守した実施方法を選択したが、住民対応が必要な状況になった場合は、市側の責任も考えられるのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。
194	実施方針	19	別紙3					測量・調査	市側より提供された資料に不備等あった場合は、市側のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	実施方針	20	別紙3					別紙3 リスク 分担表 運転維持管理	原水の水質・水量の変化で、過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る運転維持管理費の増大のリスクは市が負担することとなっております。原水引渡し条件は示されていませんが、要求水準書のP30の原水の水質想定条件（3項目）を超える場合は市がリスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。また、他の水質基準項目について、合理的に予測できる範囲を超える場合の判断は市の他に第三者による意見を求めることを想定されておりますでしょうか。	原水の水質想定条件を逸脱する水質の悪化がある場合は、合理的な増加費用について本市が負担する想定です。
196	実施方針	20	別紙3					リスク分担表	地中埋設物（埋設管、電気ケーブル等）を事前に推測するための資料をご提示ください。	参考資料もしくは今後実施を予定している資料閲覧における閲覧資料をご確認ください。なおこれらの資料が全てとなります。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
197	実施方針	20	別紙3					リスク分担表 運転維持管理費 増大	「上記以外の事由による運転維持管理費の増大」が事業者負担になっていますが、法令変更、不可抗力等、他に規定のあるものはその規定に従うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	実施方針	20	別紙3					リスク分担表 機器更新	運転維持管理の業務範囲には機器の更新が含まれておりませんが、本項は具体的にはどういうリスクを想定したものになりますでしょうか。	定型的に発生することを想定はしていないため業務範囲に含めておりませんが、更新改良施設について運転維持管理開始後に機器の更新が必要となった場合等もありうるため記載をしております。
199	実施方針	20	別紙3					リスク分担表 施設・設備の損傷	「劣化」とは「契約不適合」にあたらない経年によるものを意味するのでしょうか。この場合、事業者がリスク負担するべきと考えられる理由をご教示ください。	更新改良施設については、本事業の終了時において必要な性能が確保されているように、設計、施工、維持管理を求める趣旨です。
200	実施方針	20	別紙3					リスク分担表 用地	「事業用地」と「事業用地以外の更新改良に要する用地」の区分について確認させていただければと思います。	事業用地については、実施方針第4.1（1）に示すとおりです。
201	実施方針	20	別紙3					終了手続き	業務終了に伴う諸費用の発生に関するものについて、事業者欄に○が記入されていますが、現時点でどのような費用が必要なのかご教示ください。	例としては、引継ぎのための対応費用や、終了後の検査等により修繕・補修等が必要と判明した場合の費用等が考えられます。
202	実施方針	20	別紙3					運転維持管理 運転維持管理費 増大	貴市の想定需要を示していただくという理解で、よろしいでしょうか。	想定需要については、過去の実績等から合理的に想定される需要を言います。
203	実施方針	20	別紙3					運転維持管理 運転維持管理費 増大	「想定需要と比較した需要変動に起因した薬品費等の増減」と記載されています。 ここでいう「薬品費等」には、本業務の調達対象となる、燃料や通信費、消耗品も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	調達対象の費用分担については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
204	実施方針	20	別紙3					運転維持管理 運転維持管理費 増大	「上記以外の事由による運転維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）」と記載されています。 ここでいう「物価変動」には、単価だけでなく、基本料金等も含まれるとの」理解でよろしいでしょうか。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
205	実施方針	20	別紙3					運転維持管理 補修・修繕費の 増大	「更新改良施設の補修・修繕費」は事業者、「更新改良施設以外の修繕・補修費」は市となっています。 更新改良施設の補修・修繕費については、応募当初の見積金額から増大した場合、いかなる場合においても事業者負担ということでしょうか。 他項目と同様、「（物価の変動によるものは除く）」との理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりです。ただし、更新改良施設の契約不適合については、事業者のリスク負担となります。
206	実施方針	20	別紙3					運転維持管理 要求水準の未達	「事業者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備の不適合によるもの」が事業者負担となっています。 ここでいう「施設・設備の不適合」とはどのような状態を想定されていますか。 基本的には、事業者の責めによるものと理解していますが、その場合、2項目下の「事業者の業務遂行上の不備（監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの」との違いについて教示願います。	事業者の責任範囲の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
207	実施方針	20	別紙3					原水の水量・水質変化	「過去の実績から合理的に予測できる範囲を…」とありますが、明確な範囲をお示しいただけますでしょうか。	予測範囲については、水質年報から合理的に予測される範囲をいいます。
208	実施方針	20	別紙3					施設・設備の契約不適合について	「契約不適合が見つかった場合」とありますが、「契約不適合」に該当するかどうかは貴市と協議の上、決定されるものと考えて宜しいでしょうか。	契約への適合については、事業契約及び要求水準等の解釈によります。なお、事由発生時の対応においては、事前に事業者との協議を実施することを予定しております。
209	実施方針	20	別紙3					施設・設備の損傷について	「更新改良施設の劣化による損傷」について事業者帰責となっていますが、この項目には事業者が適切な運転維持管理を行ったにも関わらず生じた劣化による損傷は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	更新改良施設については、本事業の終了時において必要な性能が確保されているように、設計、施工、維持管理を求める趣旨です。
210	実施方針	20	別紙3					物価変動	物価変動の判断基準となる単価期をご教示ください。 ①提案時（契約前） ②設計後（契約後）	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
211	実施方針	20	別紙3					物価変動について	物価変動リスクについて、主負担：市 となっておりますが、これはインフレスライド条項の設定を想定したものでしょうか。 スライド条項等を考慮したものであれば、募集要項等の公表から契約締結まで長期間(約1年間)要すること及び昨今の急激な物価変動を鑑み、スライド条項に該当する事象が発生した場合、変更前契約金額の積算基準日については提案価格上限額(債務負担行為設定日)を定めた年月としていただきますようお願いいたします。 リスク明確化の観点から募集要項等で変更前及び変更後の積算基準日を明示いただきますようお願いいたします。	ご質問の方向で検討中です。 具体的な方法については、物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
212	実施方針	20	別紙3					リスク分担表 原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動とありますが、具体的にどのくらいを想定しておりますでしょうか	予測範囲については、水質年報から合理的に予測される範囲をいいます。
213	実施方針	20	別紙3					リスク分担表 工事費の増大	「本市の帰責事由による工事費増大」とありますが、具体的にどのような帰責事由を想定しているのでしょうか。	具体的な事由にもよりますので回答は差し控えます。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
214	実施方針	20	別紙3					リスク分担表 工事費の増大	「事業者の帰責事由による工事費増大」とありますが、具体的にどのような帰責事由を想定しているのでしょうか。	具体的な事由にもよりますので回答は差し控えます。
215	実施方針	20	別紙3					リスク分担表 物価変動	設計積算基準日は、募集要項等の公表時に明示されますでしょうか。また、設計積算基準日は、貴市が提案上限価格を積算した日とし、設計積算基準日からの物価変動に対応いただけないでしょうか。	ご質問の方向で検討中です。 具体的な方法については、物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
216	実施方針	20	別紙3					原水の水量・ 水質変化	「過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る運転維持管理費の増大」は貴市負担となっています。この場合、事業者は要求水準未達の責めを負わないとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
217	実施方針	20	別紙3					工事費の増大	増大の判断基準とする工事費はどの時点の工事費となるのかご教示ください。 ①提案時（契約前）の工事費 ②設計後（契約後）の工事費	契約（契約変更した場合を含む）上の工事費からの増大の趣旨です。
218	実施方針	20	別紙3					リスク分担	原水の水量・水質変化について、「合理的に予測できる範囲」とありますが、これは過去の水質・水量データの上下限内との解釈でよろしいでしょうか。	上下限に関わらず、合理的に予測される範囲の趣旨です。
219	実施方針	20	別紙3					運転維持管理費 増大	運転維持管理費増大の項目において、「上記以外の事由による運転維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）」が事業者リスクとなっています。昨今の状況から、人件費の変動については適切な指標により委託費の見直しを行っていただくようお願いいたします。	ご質問の方向で検討中です。 具体的な方法については、物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
220	実施方針	20	別紙3					施設・設備の損 傷	更新改良施設の劣化による損傷が見つかった場合は事業者の負担と記載があります。この解釈として、改良施設のうち、改良しなかった既存の部分については事業者にて責任を負えないと考えます。事業者は当該改良部分について、リスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	実施方針	20	別紙3					施設損傷	事業者が提出した（貴市が承認した）提案書および要求水準書の内容を超える業務を実施する場合の費用負担先は貴市の理解でよろしいでしょうか。	具体的な事由にもよりますが、提案書及び要求水準書を超えた業務の実施を市が求める場合には、要求水準の変更として本市が合理的な費用の負担を行うことを想定しています。
222	実施方針	20	別紙3					物価変動	令和6年6月通常会議施設常任委員会報告事項資料の「PFI事業、事業者選定中止に至った原因分析」において、貴市の対応として ・①直近の物価上昇を踏まえた再積算を実施 ・②物価変動の対応措置を検討 とありますが、②の対応措置内容について、現時点で決定しているものがあればご教示いただけますでしょうか。 特に、実施方針及び募集要項の公表から事業契約までの期間に1年程度の期間があるため、その間に物価変動があった場合の措置内容についてご教示いただけますと幸いです。	物価変動については、ご指摘の提案期間などの変化をより反映した対価改定等を想定しています。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
223	実施方針	20	別紙3					物価変動	募集要項等の公表時に物価変動の指標等を示していたけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については、物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
224	実施方針	20	別紙3					用地	事業用地以外の更新改良に要する用地の追加的確保については、事業者側のリスクとしています。更新改良を行う上でやむを得ない事由による用地の確保については貴市側のリスクとしていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
225	実施方針	20	別紙3						貴市から提供いただいた資料や情報、設計条件等に誤りがあった場合は貴市側のリスクという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	実施方針	20	別紙3					計画・設計・仕 様変更	当初、貴市より示された条件と現場条件が異なった場合は、発信が事業者であっても市側のご負担と考え、変更協議対象と理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	実施方針	20	別紙3					更新改良の中の 工事費の増大	運転維持管理費増大には、「物価の変動によるものは除く」と記載があり、工事費の増大には「物価の変動によるものは除く」と記載がございません。その他の部分で物価変動のリスクは市側となっていますので、物価変動のリスクは市側と考えてよいでしょうか。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
228	実施方針	20	別紙3					施設損傷	更新改良施設の試運転・引渡し前に生じた施設損傷であっても、事業者に責がないもの（天災や犯罪）については、市側、事業者側の双方のリスクと考えて宜しいでしょうか、ご教示ください。	具体的な事由にもよりますが、地震他、本市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等については、本市がリスクを負うことを想定しています。ただし、記載の通り、予め対策が可能な事象の準備対策不足に伴うものについては本市の負担するリスクの対象外となります。
229	実施方針	20	別紙3					用地	地中埋設物(埋設管、電気ケーブル等事前に推測できるもの)は、示された資料以外のもは推測出来ないと考えます。既存の資料より推測できるものについては、調査業務で確認いたしますが、想定外のものとは協議のうえ、変更対象となり得るでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、本市から提供した図面や調査結果等の資料及び応札前に事業者が実施する現地調査等によって目視確認できる情報から推測できる事項については「事前に推測できること」といたします。詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
230	実施方針	20	別紙3					リスク分担表	物価変動が大津市様の分担となっておりますが、工事費全般（材料費、労務費とも）について物価変動が認められた場合は設計変更を認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の
実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問への回答

NO.	資料名	頁	章	節	細	項	目	項目名	質問事項	回答（案）
231	実施方針	20	別紙3					リスク分担表	物価変動の指標としては何を採用されるのでしょうか。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
232	実施方針	20	別紙3					リスク分担表	物価変動による設計変更を実施される場合、上限や足切りは無いという理解でよろしいでしょうか。	物価変動の詳細については、後日公表する事業契約書（素案）をご確認ください。
233	実施方針								本実施方針の質問に対する回答は、入札公告以降にも適用されるものと考えて宜しいでしょうか。	本回答を踏まえ、募集要項等に向けた検討・作成を行います。そのため、募集要項等と本回答に齟齬がある場合は募集要項等が優先されます。
234	実施方針								実施方針について、質問や対話により修正が発生した場合は、実施方針の修正版が改めて開示されると理解してよろしいでしょうか。	いただいたご質問等を踏まえて検討を行います。なお、公募条件に関するものについては、募集要項等にて反映した内容を公表する予定です。
235	実施方針								実施方針は対話と質問を経て修正があった場合、再度開示されるという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の内容を踏まえて検討を行います。公募条件に関するものについては、募集要項等にて反映した内容を公表する予定です。
236	全体								本質問や対話でいただいた回答については、改めて実施方針にて修正されて公表されるのか、あるいは募集要項等にて反映された内容が公表されるのでしょうか。	ご指摘の内容を踏まえて検討を行います。公募条件に関するものについては、募集要項等にて反映した内容を公表する予定です。